

一斉登録日の翌日以降の弁護士名簿登録を希望される方へ

大阪弁護士会

第76期一斉登録日（2023年12月14日（木））の翌日以降の登録を希望される方は、『大阪弁護士会へ入会手続をされる方へ』の「2入会申請書類について」記載の提出物等について、以下のとおり読み換えまたは追加して提出してください。

(1) 「3 戸籍謄本等」「5 身分証明書」が異なります。

登録請求日前4か月以内（2023年8月14日以降）に交付されたもの

↓

登録請求日前3か月以内（2023年9月14日以降）に交付されたもの

(2) 「4（日弁） 誓約書」が異なります。

4（日弁） 誓約書（一斉登録用）      ★日弁 HP 2部

↓

（日弁） 誓約書（登録用）

↓

別添

(3) 「弁護士となる資格を証明する書面」が必要です。修習終了後、至急、「司法修習終了証の写し」を2部提出してください。

2部それぞれの枠外に以下を記入のうえ提出してください。

- ・ 「原本を正写しました」の一文
- ・ 氏名
- ・ 押印（登録請求書等と同一の印鑑）

2023年12月19日（火）午後5時 厳守 提出が遅くなると、登録が遅れることがありますので、至急提出してください（特に1月上旬登録希望の方）。

(4) 登録請求日（入会申請日）が一斉登録日（2023年12月14日）を過ぎる場合は、各書類は実際の請求日を記入してください。

- 入会書類の日付は、すべて2023年12月14日付にしてください。

↓

- 入会書類の日付は、すべて実際の登録請求日付にしてください。

ただし、登録日（登録希望日）が一斉登録日の翌日以降の場合でも、登録請求日が2023年12月14日までの場合は、2023年12月14日付で作成してください。

(5) 一斉登録日（2023年12月14日）の翌日以降の登録を希望する場合は、別添の「入会申込みにあたっての上申及び誓約書」1部を追加で提出してください。

以上